

入学・転校(転出・転入)について

1 入学について

小学校に入学するお子さんは、就学時健康診断を毎年10月から11月にかけて行います。期日などは教育委員会から各家庭へ直接通知します。

1月末までに入学日と入学する学校の指定通知書を郵送します。



2 行橋小からの転出について

①行橋市内に転出する場合

ア 市役所市民課に住民異動届を提出し、教育委員会から転学通知書と転入学通知書を受け取る。

イ 行橋小にアの転学通知書を提出する。

ウ 行橋小から転出書類(在学証明書・教科用図書納入指示書)を受け取る。

エ 転出先へアの転入学通知書とウの転出書類を持参し、転入手続きを行う。

②市外へ転出する場合

ア 市役所市民課に住民異動届を提出し、教育委員会から転学通知書を受け取る。

イ 行橋小にアの転学通知書を提出する。

ウ ①のウと同様転出書類を受け取る。

エ 転居先市(町)役所に住民異動届を提出し、教育委員会から転学通知書を受け取る。

オ ①のエと同様、転出先で転入手続きを行う。

3 行橋小への転入について

ア 市役所市民課に住民異動届を提出し、教育委員会から転入学通知書を受け取る。

イ 行橋小へアの通知書と転出書類を持参し、転入手続きを行う。



4 転入時の服装・用具について

○行事や通学の服装・・・できるだけ標準服を着用しましょう。

○上靴は、白をお願いします。

○体操服は指定の体操服を基本としますが、当面は前の学校の体操服を着用して構いません。市内のスポーツ店等で購入できます。

○教科書は、前の学校と異なるものは新たに行橋小で支給されます。保護者の手続きは必要ありません。

○その他の用具など・・・習字道具、絵の具、リコーダー、ノートなど今までのものをそのまま使用してください。特別に必要なものがあれば担任から連絡いたします。